

## 大阪市告示第1787号

次の施設について、大阪市立体育館条例（昭和31年大阪市条例第45号）第3条第3項及び同条例第4条第2項の規定により読み替えられた同条例第3条第3項の規定に基づき、次のとおり臨時開館及び供用時間の変更について承認したので、同条例第3条第4項及び同条例第4条第2項の規定により読み替えられた同条例第3条第4項の規定に基づき告示する。

令和7年12月26日

大阪市長 横山英幸

### 1 臨時開館

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市立 城東スポーツセンター 第1体育場	令和8年1月5日（月）	午後3時から 午後9時まで
	令和8年1月19日（月）	
	令和8年1月26日（月）	

### 2 供用時間の変更

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市立 城東スポーツセンター 第1体育場	令和8年1月6日（火）から 同月9日（金）まで	午前9時から 午後10時まで
	令和8年1月14日（水）から 同月16日（金）まで	
	令和8年1月20日（火）から 同月21日（水）まで	
	令和8年1月27日（火）から 同月30日（金）まで	

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）